

被告市の市長、交通局長及び水道局長（以下「市長等」という。）は、それぞれが所管する部局の職員に対し、被告市の特別顧問である被告Yを代表とする第三者調査チームが作成した記名式での労使関係に関するアンケート（以下「本件アンケート」という。）に回答することを命じる職務命令を発出し、本件アンケートに対する回答が回収されたが、同回答は開封等されることなく廃棄された。

本件アンケートにおける各設問における質問事項はおおむね下記のとおりであり、各設問について、あらかじめ選択肢及び回答欄が設けられている。（甲1）

なお、本件アンケートのうち、Q6からQ9までの一部、Q16の一部、及びQ17からQ20までの全部については、任意回答であることが明記されている。（甲1）

記

- Q1 回答者の氏名
- Q2 職員番号
- Q3 所属部署
- Q4 職種
- Q5 職員区分
- Q6 労働条件に関する組合活動への参加の有無等
- Q7 特定の政治家を応援する活動への参加の有無等
- Q8 職場の関係者からの特定の政治家への投票要請の有無等
- Q9 紹介カード（特定の選挙候補者陣営への提供を目的として、知人・親戚などの情報を提供するためのカード。以下同じ。）の配布を受けた事実の有無等
- Q10 組合の幹部が職場において優遇されていると思うか等
- Q11 職員の採用で有利に扱ってもらった者がいるか等
- Q12 職場において選挙のことが話題になったか等
- Q13 職場における組合活動及び選挙運動で問題のないものはどれか等
- Q14 被告市の広報活動についてどのように感じているか等
- Q15 被告市における組合活動や選挙運動に関する自由回答
- Q16 労働組合加入の有無等
- Q17 労働組合に加入するメリットをどう感じているか等
- Q18 労働組合にどのような力があると思うか等
- Q19 労働組合に加入しないことによる不利益はどのようなものがあると思うか等
- Q20 労働組合に待遇等の改善について相談したことがあるか等
- Q21 組合費がどのように使われているか知っているか等
- Q22 平成17年の職員厚遇問題を受けての労使関係の適正化による職場の変化についてどう思うか等

1 思想・良心の自由の侵害の有無について

思想・良心の自由は、人の内心の表白を強制されないという沈黙の自由も含むものであるところ、思想・良心そのものではなくとも、例えば、特定の思想団体への所属等の経歴等の申告を強制することは、実質的に思想内容の表白を強制するものに等しいものとして、思想・良心の自由を侵害するものとなり得るものと解される。

2 プライバシー権の侵害の有無について

憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものと解されるところ、個人の私生活上の自由の一つとして、プライバシーをみだりに侵害されない自由も保障されているものと解される。そして、具体的な情報がプライバシーとして保護されるには、個人の私生活上の事実又は情報で周知のものではなく、一般人を基準として、他人に知られることで私生活上の平穩を害するような情報であることが必要と考えられる。

3 団結権の侵害の有無について

憲法28条は労働者及び労働組合の団結権等を保障しているところ、例えば、使用者がその雇用する労働者のうち誰が組合員であるかを知ろうとすることは、それ自体として禁止されているものではなく、労働協約の締結、賃金交渉等の前提として個々の労働者の組合加入の有無を把握するの必要を生ずることも少なくないが、本来使用者の自由に属する行為であっても、労働者の団結権等との関係で一定の制約を被ることは免れないものと解される。

4 政治活動の自由の侵害の有無について

憲法21条は表現の自由としての政治活動の自由を保障しており、地公法36条の政治的行為の制約を受ける地方公務員であっても、同制約を受けるほかは、政治活動の自由の保障を受けることには変わりがないものと解される。

5 まとめ

以上を総合すれば、本件アンケートについては、個別の設問のうち、Q7及びQ9が原告職員らのプライバシーを侵害し、Q6、Q16及びQ21が原告らの団結権を侵害するものと認められるから、本件アンケートが実施されたことにより、原告職員らはプライバシーを侵害され、原告らは団結権を侵害されたものというべきである。